

## 紹介受診重点医療機関の協議について

### 説 明 要 旨

- 「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として「紹介受診重点医療機関」を明確化することとなった。
  
- 「紹介受診重点医療機関」については、外来機能報告での報告を元に、地域医療構想調整会議で協議することとなっている。  
外来機能報告のスケジュールの変更に伴い、現時点では令和5年5月～7月の協議予定となっているところ。 [資料5-1]
  
- 地域医療構想調整会議での協議に際し、
  - ・ 紹介受診重点医療機関の基準に該当するが、その役割を担う意向を有しない医療機関
  - ・ 紹介受診重点医療機関の基準に該当しないが、その役割を担う意思を有する医療機関については、協議の場への出席を求め、意見を聴取することとされている。(基準と意向が合致しない理由等の文書の提出に代えることも可能)  
[資料5-2]
  
- なお、[資料5-2] P5の左上のスケジュールについては、[資料5-1]のとおり変更となっているので、留意いただきたい。